

竹富町観光案内人条例（案）

概要

西表島の陸域（河川域・海岸域を含む）で、自然資源を利活用して観光ガイド事業を行おうとする者は、竹富町へ申請し、定められた要件を満たし、町長の免許を受けることよって、事業を行うことができるようになる。

条例と、別に定める規則において、目的、関連する主体それぞれの責務、免許申請手続と必要な要件、遵守事項、義務、処分等が定められる。

条例の目的

この条例は、自然観光事業の適正化を図り、かつ観光案内人に自然環境保全への積極的参画を推進することで、竹富町の自然環境に対する過剰利活用の防止、とりわけ西表島等におけるかけがえのない優れた自然環境及びその生態系の保全に寄与し、以って自然環境資源が観光資源として持続可能性をもって適正に利活用され、かつそれが永続的な地域振興にも資することを目的とする。

条例が適用される範囲

西表島の陸域全域（河川域、海岸域、主な属島を含む）

- * 海岸域は、海岸法第2条第2項の「公共海岸」の定義による
- * 海岸域については、規則で除外項目を設定
- * 海域については別の枠組みでの規制を検討
- * 竹富町の他の島々についても、将来的に含めていくことを検討

定義

○自然観光事業

自然環境資源を利活用して料金を受領する事業をいう。なお旅館業、飲食店その他の観光事業者以外の事業者が正業で得た料金の他に別途料金を客から得ることなく西表島等の自然を観光案内する場合も当該事業とみなす。

- * 規則で除外項目を設定（水牛ガイド、年配者の単発的な集落ガイド等）

○観光案内人

町長から本条例に基づいて自然観光事業を営む免許を取得した者で、観光事業者及び観光ガイドをいう。

「観光事業者」＝個人・法人を問わず自然観光事業を営む者

「観光ガイド」＝法人事業者に雇用された者または個人事業者で利用客を実際に案内する者

○観光旅行者等

自然観光資源を鑑賞、見学、体験等する者。マスコミ関係者及び調査・研究に従事する者を含める。ただし、竹富町の住民で自然観光資源を私的に鑑賞等する者は、この限りではない。

基本理念

- 観光案内人は、質の高い自然環境教育の重要な担い手でなければならない。
- 観光案内人は、自然環境及びその生態系の保全に向けて、互いにあるいは行政及び関係機関と連携・協働しなければならない。
- 観光案内人は、地域集落の慣習等を最大限尊重するとともに、地域集落等が主催する行事・活動等に積極的に参加又は参画する等、地域社会の振興に努めなければならない。

関連する主体の責務

○町の責務

- ・町は、竹富町全域における自然環境を保全する責務を有する。
- ・町は、自然観光事業者等に対し、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する。
- ・町は、観光事業者等の知識及び技能の水準の維持向上を図るため、また質の高い自然環境事業が実践されるよう、必要な各種研修等の実施、支援体制の構築をし、その育成を図る。
- ・観光事業者等の広報活動等を通じて、自然観光資源の持続可能な利活用の適正化及びその発展を図る。

○観光案内人の責務

- ・観光案内人は、本条例やその他の関係法令を遵守し、西表島の自然環境の保全及び自然環境資源の持続可能な利活用のために、最大限配慮しなければならない。
- ・観光案内人は、利用客に対して関係法令を遵守させなければならない。
- ・観光案内人は、利用客以外の者が関係法令に明白に違反していることを知った場合には、適切に対応するよう努めなければならない。
- ・観光案内人は、竹富町の名誉を毀損しないよう、最大限配慮しなければならない。

○観光旅行者等の責務

- ・観光旅行者等は、観光案内人の指示に従わなければならない。
- ・観光旅行者等は、町が実施する施策に協力しなければならない。
- ・マスコミ等関係者は、西表島等に立ち入る場合には、規則に定める届出を提出しなければならない。

○町民の責務

- ・町民は、町が実施する施策に協力しなければならない。

免許申請手続、必要な要件等

- 自然観光事業を営もうとする者は、本条例に基づく手続に従い、町長の免許を受けなければならない。
- 免許を受けようとする者は、次の事項が記載された文書を添えて、町長に申請しなければならない。
 - ・事業者の氏名（法人名）及び住所その他の連絡先
 - ・代表者ならびに全てのガイドの氏名及び住所その他の連絡先
 - ・従業員の総数
 - ・事業において利活用する自然環境資源（フィールド）の名称
 - ・事業者ならびに全てのガイドの身分証明書写し
 - ・事業者の西表島における事業実績を証明する文書（規則で定める西表島におけるガイド実働年数または日数）
 - ・事業を営む上で発生し得る事故に対応する賠償責任保険の加入証明
 - ・事業者ならびに全てのガイドの普通救命救急講習の受講証明
 - ・西表島内の公民館の所属証明（証明できない者は、地域集落等が主催する行事・活動等への積極的な参加や、地域社会の振興に努めている実績を疎明できる文書）
- 観光案内人は、規則に定める登録料を支払わなければならない。
 - * 10,000円～20,000円／人／年を想定
- 観光案内人は、規則に定める講習、研修等を受講しなければならない。
 - * 法令に関する講習等を想定
- 観光案内人は、申請時に記載した事項に変更があったとき、または事業を廃止したときは、速やかに届け出なければならない。
- 観光案内人の免許は、規則に定める年限ごとに更新しなければならない。
 - * 2～3年を想定
- 町長は、観光案内人の氏名、屋号その他の情報を公表しなければならない。
- 町長は、事務手続及び講習・研修等の企画実施を、団体等に委託することができる。
 - * 新たな組織の設立も検討中

免許が付与されないケース

- 町長は、申請者（事業者）及びガイドが以下のいずれかに該当するときは、免許を与えないことができる。
 - ・事業者あるいはガイドが、心身の障害等により事業を適正に行うことができないと判断された場合
 - ・事業者が、未成年者
 - ・事業者あるいはガイドが、破産手続開始決定を受けて復権を得ない
 - ・事業者あるいはガイドが、禁固以上の刑または竹富町の条例の過料以上の刑に処せられ、執行が終わってから5年を経過していない
 - ・事業者が、免許取消処分を受けてから3年を経過していない
 - ・事業者あるいはガイドが、暴力団員の場合、または暴力団員でなくなった日から5年を経過していない
 - ・法人の役員が、上のいずれかに該当する場合
 - ・その他、町長が事業を適正に行うことができないと判断した場合

○観光案内人の遵守事項

- ・利用者に自然観光資源の利用に関する必要な注意事項等を事前に説明し、かつ同意書に署名をもらわなければならない。
- ・ガイド業務中は、免許証を常に携行し、外部から確認しやすい方法で掲げなければならない。
*業務で使用する車両等への掲示についても検討中
- ・町の職員等から免許証の提示を求められたときは、提示しなければならない。
- ・案内する利用者等の安全、安心な旅行を最優先と考え、その上で満足度が高い、または最良の思い出が残るような旅行の実現に最大限配慮するよう努めなければならない。
- ・竹富町自然環境保護条例の基本理念を十分に理解するとともに、同条例第12条、第24条、第28条および代33条に規定される事項については、特に遵守しなければならない。
*観光旅行者等も同様に遵守しなければならない。

○観光事業者の関係書類の整備

- ・観光事業者は、規則に定める関係書類を整備、保存し、規則に定める通り町に提出しなければならない。
*ガイド業務の実施状況（日時、場所、人数等）を想定
*提出はシステム化し、なるべく簡潔に行えるようにする。
- ・町長は、自然環境及びその生態系の保全または地域集落の振興を目的とする場合に限り、上の関係書類を関係行政機関と共有して政策・施策の基礎資料として利活用することができる。

○観光案内人の報告義務

- ・自然環境の破壊等（自然環境の滅失、破壊、毀損、汚損または動植物等の殺傷、盗難、衰亡等）を発見したときには、軽微なものであっても、直ちに町長に報告しなければならない。
- ・関係法令または本条例の違反者を見つけた場合、無免許で営業する者を見つけた場合は、直ちに町に報告しなければならない。

○観光案内人及び観光旅行者等の自然環境破壊等に対する原状回復義務、費用弁済義務

- ・観光案内人及び観光旅行者等が自然環境破壊等をした場合には、原状に回復する義務を負わなければならない。
- ・観光案内人及び観光旅行者等が自然環境破壊等をした場合には、その回復に伴う費用を弁済する義務を負わなければならない。

指導、勧告及び命令と公表措置

- 町長は、本条例その他の関係法令を遵守していないと認められる観光案内人及び観光旅行者等に対し、必要な措置をとるべきことを指導または勧告することができる。
- 町長は、勧告を受けた者が措置をとらなかった場合においては、措置をとるべきことを命じることができる。
- 町長は、観光案内人に対して命令をしたときは、次の事項を公表する。
 - ・氏名（法人名）、住所その他連絡先
 - ・違反した内容
 - ・命令の内容
 - ・その他関連事項
- 町長は、免許を取得せずに自然観光事業を営む者に対しても、同様の事項を公表する。

行政処分

- 町長は、観光案内人が以下に該当する場合に、「免許を取り消し」、または「1年を超えない範囲内で期間を定めて事業の全部もしくは一部停止」を命ずることができる。
 - ・変更、廃業の届出をしていないことが判明したとき
 - ・観光案内人が本条例もしくは関係法令の規定に違反したと認めるとき
 - ・観光旅行者等もしくは地域住民に故意または重過失によって著しい損害を与えたとき
 - ・西表島における善良の風俗若しくは正常な風俗環境を著しく害したと認めるとき

その他

- 審議会の設置
町長は、本条例の施行または改正に関し、必要な助言を得るために、関係行政機関、団体または学識経験者等で構成される審議会を設置するものとする。
- 条例の見直し
この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、この条例施行の日以後、おおむね5年以内に見直しを行うものとする。